

## 三井組の天保金差し下し（二）

—万延元年～文久元年の天保小判と天保二朱金—

須賀博樹

はじめに

万延の改鋳に続く新旧金貨引き替えは、開港前の改鋳とは異なり三都同時での開始はできなかつた。まず、日本国内の金価格上昇で高率の増歩になつた影響により江戸で殺到した引き替えから着手された。その後、江戸でのブームが一段落し始めてくると、大坂では再び天保金を中心を集められ江戸へ差し下された。ようやく、大坂・京都で新旧金貨引き替え開始の触書が出されたのは文久元年（一八六一）九月になつてからだつた<sup>①</sup>。

筆者は前稿で、安政六年（一八五九）五月に天保金増歩と七月に旧

金貨増歩、安政の改鋳とその失敗、安政七年正月に天保金・安政金増歩、万延の改鋳を経て、江戸では万延元年（一八六〇）、安政七年三月一八日に改元）四月に旧金貨増歩、そして万延金による引き替えが開始されるが、大坂では六月に大坂から江戸へ天保金差し下しが一旦停止されるまでを述べた。筆者は他方で、文久元年（一八六一、万延二年二月一九日に改元）に大坂では六月一日に、京都では五月二八日に引替元金が到着、万延の改鋳による新旧金貨引き替えが九月に開始され、その後京都・大坂での新旧金貨引き替えとその終焉、幕末の十五軒組合の構成員変化についても考察した<sup>②</sup>。

そこで筆者は、安政七（万延元）年正月に天保金・安政金増歩、四

月に旧金貨増歩に関連して万延の改鑄が実施され、その後の三都で引替体制の足並みが揃うまでの事情、高い増歩故の引替障壁を本稿で考察する。本稿の時期は筆者前掲二稿の中間に位置しており、三章の一部例外を除き万延元年六月～文久元年六月を分析対象とする。

本稿の目的は次の三点となる。<sup>①</sup>天保金の増歩実施により大坂でも引替開始圧力が強まるが、金座は天保金の江戸差し下しを継続した。差し下しをめぐる江戸金座と江戸三井組間の交渉、加えて三井組内でも江戸・大坂間の天保金差し下し交渉を考察する。そして大坂でも天保小判一〇〇両につき代り金三三七両二分の増歩に基本なつたが、大坂から江戸への天保金差し下し飛脚賃、江戸から大坂への代り金の為替送金手数料をそこから引き去る形で差し下しが行われるようになつたことを明らかにする。

<sup>②</sup>万延元（安政七）年正月と四月の増歩は、天保二朱金を次の増歩期待の標的にさせ、取引の際の打銀を高騰させており、その打銀の変化を捉える。一一月に天保二朱金一〇〇両につき代り金一〇七両二分の増歩になつたが、江戸では天保二朱金引替高制限をかけると引替期待が薄くなり増歩を下回る取引になり、他方、万延二（文久元）年になり大坂で新旧金貨引き替えの開始期待が出ると増金が加わり増歩を上回る取引になつた。天保二朱金について増歩以後、新旧金貨引き替え開始以前の大坂・江戸間の貨幣相場差を考察する。

<sup>③</sup>大坂では安政七年の御用金・献金では、集められた金銀貨に天保金・天保二朱金・安政二分判も含まれた。特に市中から集められた銀

で天保金をどのように調達したか、近江屋猶之助家の史料からの考察も加える。

基本史料は、三井組大坂両替店作成「京江戸別通之控」の書状であるため、本稿は三井組の大坂・江戸間の書状内容の検討が中心となる。「京江戸別通之控」からの記述は「年月日書状」と表して区別していくが、特に注記をしない場合の書状は全て三井組の大坂支配人から江戸支配人へ、又は、大坂名代から江戸名代へ宛てられたものである。<sup>③</sup>他に、「江戸書状控」からの記述は「年月日書状（江状）」、三井組・十人組の両組による「御為替方連状之控」からの記述は「年月日書状（連状）」と表して区別する。

前稿と同様に本文中の語句では、持参された天保金・天保二朱金の代金は「代り金」、幕府が公布した公定の増歩は「増歩」、天保二朱金の価格上昇に伴う「増歩」の上に加算された金高を「増金」と呼ぶことにする。史料中の「増歩」と「歩増」は同じ意味で用いることになる。引用史料の金高が「符牒」で記されていることがあるが、三井組の符牒は「<sup>一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
九  
十  
百</sup>イセマツサカエチウシ舟」が通用又は「<sup>一  
二  
三  
四</sup>曾野見江佐留所於戒敬」が口符牒だが、史料中でもその都度注記する。

# 一 江戸金座と江戸・大坂三井組

て江戸での引替混雜もあり、大坂差し下し分をどの時点で受け入れてもらえるかが焦点になつた。

## 1 大坂から江戸への天保金差し下し再開交渉

万延金發行直後の大坂を次のように述べている。まず、天保金・安政金以外の慶長金・文政金・天保五両判の増歩は、万延元年（一八六〇）四月一五日の町触に出された。そして、三井組大坂支配人から江戸支配人への四月一八日書状の最後に「尚々当地保字金・正字金引替之御触、其御地同様御触昨朝御發し御座候得共、引替者被仰渡無御座候故、所々引替之儀申越、断ニ困り入申候儀ニ御座候」とある。大坂では天保金・安政金引き替えの触書が一七日朝に出されたが、実際の引き替えについてはまだ何も出されていないため、引き替えの依頼があつても断つている状態だつた。

更に、三井組大坂支配人から江戸支配人への四月二三日書状には、「且当分之処、金高之御引替不相成候得共、追々御増引替相成」とあり、当分の間は金高による引き替えは行わないが、今後は増歩での引き替えには対応するとしている。この時、江戸より見本の万延小判・二分判・二朱金が各一〇両ずつ計三〇両送られたが、一分判は入つていない。

万延金鑄造以前にも大坂から江戸へ天保金は差し下されており、先の触書が出される直前にも差し下しが行われていた。前稿でも述べたように、これまで江戸へ差し下された分については、大坂へ為替で以て代り金の送金し、差引勘定で皆済させなければならなかつた。加え

## 三井組の天保金差し下し（二）

大坂両組名代四人連名から江戸両組名代七人連名への八月一六日書状（連状）には、大坂差し下し分の取り扱いに関する金座案が含まれており、これに大坂両組は江戸の金座の通達に対し問題点の指摘と意見を加えている。長文にわたる書状だが検討を加えていきたい。江戸で七月二一日に両組が金座へ呼び出され、引替懸り伊佐敬助と面会した。

當時 公辺御入用多ニ付日々御金蔵へ過分之金高上納ニ相成、其余を以引替所へ相廻し候ニ付、追々引替高相減し、此模様ニ而ハ当分可相増見込相付キ不申候、尤吹所御建広ケ相成、人數相増居候得ども、内実者此節御元手薄ニて如何とも致し方無之、依之引替方潤沢二者吹方相増候より外無御座候ニ付、御当地引替所者不及申、大坂表之儀者他国ニ無双福有ニ而金銀共引替出進方同所ニ限り候事故、彼地へ委細被及御通達候様被申聞候所、左之通

大坂表保字金持主ら両組家別ニ預り書を以、金高相預り正下シ取斗、江戸着之上同組ら座方江相預ケ置、凡日数三十日目位ニ而引替り候手順、左候ハ、道中為登・下シ日数片道十五日宛と見込、都合六十日目位ニ代り金持主受取可相成心得ニテ、夫々為差出一ト建五千両或者壹万両ツ、差下シ、忽之内両組ニ而武・三拾万両茂厚配御取集連々差下候様相成申間敷哉、右様行届候上者急度御奉公筋ニも相成候間、御精々御取斗有之候様致

し度存候

右様被申談候ニ付被及御即答候者、何分上方表之氣配茂有之儀ニ付、如何返答可申越哉、委細通達およひ書状往覆之上、否御答御申上可被成旨御申答置候御儀ニ御座候由、就而ハ当地之模様如何有之哉、右之趣意ニ而金高預り可相成哉否可得御意趣<sup>(5)</sup>

まず金座の内情が述べられている。七月段階での万延金鑄造は御金蔵納分が多く、その余りを引替所へ廻しているため引替元金高は減り、引替元金増加も見込めない。金座では吹所を拡張し増員もしたが、内実は金貨鑄造の原資が少ないため、引替元金鑄造を優先させ引替高も増加させたい。そこで江戸は言うまでもなく、大坂は他国に比して無双の福があるため引き替えでは期待される場所である。金座は江戸両組を通じ、大坂での引き替えの流れを次のように示した。

金座が出した大坂での引替案の内容は、①天保金持主より預け書を出す形で、大坂両組が天保金を預かり、それを江戸へ差し下す。②天保金が江戸着になつたら金座へ渡し、凡そ三〇日位で引き替える手順である。③そうすれば、大坂・江戸間の天保金差し下しと代り金上りの片道日数を各一五日と考え、天保金持主には六〇日位で代り金を渡せる積りである。④大坂から江戸へ一回当たり五〇〇〇両か一万両を差し下し、両組だとたちまち二、三〇万両程の金高になると見込んでいたい、と金座は提案している。

江戸両組は、金座の提案を申し談じられたため即答すべきだが、上

方の様子もあるためどのように返答したらよいか考え、委細は大坂へ通達して書状往復の上で金座へ返答するとしている。ついては大坂の模様、天保金の預かりについて意を得たいと述べている。書状はこの先、大坂からの返答部分へ入るが、大坂両組は金座の提案は実施が難しいと分析する。

若自然右之趣ニ而金高取扱可相成場ニ至り可申儀ニ候ハ、座方ニ而ハ手元取扱を以為登・下シ相成候様被談候得ども、右様相成候而者飛脚屋共へ相渡候之義ニ付、金高旁道中ニて万一故障有之候節ハ如何体迷惑可致哉難斗甚心配之儀ニ付、金高相纏或者壹万両又ハ貳万両与其時之御証文を以御差下相成、代り金逆茂右之順ニ而同様御伝馬を以為御登相成不申候半而者相叶不申、且者於持主も同様心配之向も有之差支候間、何れにも御伝馬なら而ハ金高相集り申間敷返答可及様被成度、然ル上ハ其廉を以御申立御取用之有無者難御斗候得ども何分心配筋ハ御同前御遂被成度被思召、尚大坂表之儀者、遠路取扱旁格別ニ被存、三拾日限代り金御下ケ可相成由ニ候得ども、少し者相延候見込相付置候半而者相成間敷歟、御地引替所之向ハ日限難相定趣、凡六・七十日位相懸り可申様子ニ御座候、是以五千両以上なら而ハ相叶不申由ニ御座候旨<sup>(6)</sup>もし金座の提案が実行に移されたのならば、金座の手元取り扱いで大坂・江戸間の金高の往復になるが、そうなると飛脚屋へ手渡されるため、道中で故障が発生した場合が心配である。大坂からの天保金は金高をまとめ、或いは一万両か二万両を証文で差し下し、江戸からの

代り金高は大きくなるため伝馬を用いて上せる形にしないと天保金持主の心配も払拭できず支障も出ることになるだろう。そのため、伝馬を用いていかないと金高が集まらないのではないかと返答しており、金座の飛脚便の使用に否定的な見方を出した。

尚、大坂からの差し下しは、地方から大坂までの遠路を来る天保金も扱うため格別に見てもらいたい。三〇日で大坂・江戸を往復するにあるが、遅延もありうることも踏まえる。江戸の引替所は日限を見定め難いようだが、六・七〇日位はかかると大坂では判断する。これが大坂からの差し下し高五〇〇〇両以上になると、金座の提案が実施困難と考える理由であると返答している。続けて次のように述べる。

扱又弥申立之趣意相貫キ取扱被仰付候上者、持主より御地引替所ニて取極候打銀・代り金百両ニ付銀貳拾匁之割、保小判百両ニ付金壱両貳朱ツ、申受、両地ニ而引訳受取、荷造諸入用等ニ当テ候半而ハ保金引替之廉ニおひてハ座方々御手當諸入用等出不申候条、夫々至極相談之上都合も否早々可得御意旨、被仰聞夫々具に致承知候、一同打寄相談およひ候所、大坂表當時金方引替都而相休候折柄ニ付、先納之儀申出候茂不都合之至、ケ之様被存殊ニ格も無之、且又脚便を以致往返候茂御同前相好不申ニ付、被仰越候儀ハ迎茂出来難仕奉存候、乍併色々勘考其上左之通申談試候<sup>(7)</sup>

金座の提案を貫いて実行したならば、持主より江戸の引替所で決めている打銀は、代り金で一〇〇両につき銀二〇匁の割、天保小判で一〇〇両につき一両二朱を申し受けることになる。これは江戸・大坂で

分けて荷造諸入用に充てる。天保金の引き替えではまだ金座から御手当諸入用は出されておらず、相談の上で江戸の意を得たい。

江戸からの通達内容を大坂両組一同で検討したが、大坂は引替休止のため、天保金を江戸へ先納させる申し出は不都合である。また、飛脚便に依存する大坂・江戸間の送金は好ましいとも言えず、金座の提案は大坂では出来難いと考える。しかし大坂両組は勘考した上で、試みに出した結論を次の三点に述べており、これが金座の提案への実施条件と言うべきものだった。

一此度御内意之趣も御返答之儀、大坂表御増歩後、爾今引替相始り不申候ニ付而者先納之儀而已市中江難申入候間、矢張定例之通為御元手と両組へ壱月ニ五・六千両ツ、御下ヶ渡被下度、右代り金之儀ハ即座ニ引替差立可申候、左様一旦引替相始申候得者其内ニ者多少とも先納之分も可有之哉ニ奉存候、其刻成丈ヶ出精取集候様可致、尤集り次第御証文を以差立可申候間、着後御届等例之通御取斗之上座方へ御納被下、代り金三十日限無相違為御登相成候様、得与御懸り様へ御引合置被下度奉頼候、当地之儀者粗日限取極之上先納為致候事故、延引仕候而ハ御用障ニも相成候間、此段吳々申上置候

一当地引替方之儀弥始候ハ、保字金ニ不限古今類・真草文字金とも、都而一盤ニ引替可申候、此段為念申上置候  
一引替所へ被下候御手當之儀、保字金ニ限り座方々御下ヶ無之、依之代り金百両ニ付貳拾目之割・保字金百両ニ付壱両貳朱ツ、於貴

地御受取之趣致承知候、乍併先納之儀も有之、殊ニ御証文を以致往返候ニ付、格別入用等も相懸り不申候様被存候間、保字金百両ニ付金壱両ツ、持主々為諸入用受取可申積ニ御座候間、此儀貴地御懸り様へ御願立被下御聞済相成候上者、當地町御奉行所江も相届候上ニ而受取申度奉存候、右之段御答候<sup>(8)</sup>

大坂では増歩触れ出し後も新旧金貨引き替えは始まつておらず、先納のみでの引替受付は市中には言いにくい。大坂へ定例の引替元金を兩組へ一ヶ月に五、六〇〇〇両ずつ渡してくれればすぐに引き替えられる。一旦引き替えが始まれば、多少とも先納分も出ると考えられる。その時はそれも集めるよう努め、先納分は集り次第に証文で江戸へ差し立てる。先納分の代り金は三〇日限で大坂へ送金されるように金座へよく確認してもらいたい。大坂では持主に対し大凡の日限を決め先納させているため、延引すると御用に支障が出ることになるのでこのことは申し上げておく。

大坂で新旧金貨引き替えが始まつたのならば、天保金に限らず、旧金貨の古金類や元文金・文政金も一盤に引き替えることを、念のため申し上げる。

引替所へ渡されている引替諸入用は、天保金に限り金座から渡されていなため、江戸では代り金一〇〇両につき銀二〇匁の割・天保小判一〇〇両につき一両二朱を持主より受け取つてゐることは、大坂でも承知している。大坂では天保金の先納であり、証文を以て江戸・大坂間を往復するため、格別の費用はかからないと考えている。そのた

め、大坂では天保小判一〇〇両につき一両を持主より諸入用として受け取りたい。この事は江戸両組が金座懸りへ願い出て認められたのならば、大坂町奉行所へも届け出て受け取つていただきたい。

両組は先納を認めていない訳ではではないが、極力避けたい立場である。増歩の影響により代り金高が大きくなるため、それならば小規模でも引替元金に基づく継続的な引き替えを実施される方が大坂両組は都合が良くそれが先納を引き出す信用になるとも考えた。結局、大坂両組は金座の内情で大坂・京都への引替元金を引き出すことはできなかつたが、江戸への天保金差し下しには協力することになつた。

## 2 三井組における江戸・大坂間の天保金差し下し交渉

万延元年（一八六〇）九月以降の大坂では、大坂外から引き替えを求める持主も多かつた。具体的な金高は把握できないが、奈良・長崎・阿波からの事例が書状に記されている。

まず、三井組大坂支配人から江戸支配人への九月一六日書状「下ケ札」には次のように述べている。

此度江戸表々古金引替摺取方被仰越候付、南都所持之者御取集、

大坂三井組江引替ニ遣し候處、御元切之由ニ而引替相断候間、京都ニ而引替相成間敷哉之趣惣年寄衆々茂種々相談有之候得共、京地近も同様當時御元切ニ付、此節御引替難出来段程克御断御申上置候由

江戸より古金引替の摺取方で仰せ越しがあつた。それを受け、奈良

## 三井組の天保金差し下し(二)

南都で持主らが古金類を取り集め、大坂三井組へ引き替えに出したが引替元金がないため断わられる。京都で引き替えは可能か否かを惣年寄衆よりも相談があつたが、京都も大坂同様で元切れのため、引き替えを断わつたことを報告している。

また、九月一六日書状には「真草文字金七仙兩斗追々ニ溜り合迷惑いたし申候、右金高両度割合差下申候間、何卒御引替御世話被下度御頼得御意候、尤代り金之儀可相成丈早便を以為御差登可被下候、(中略)尚亦為替打高直ニ候ハ、八日限ニ而正登セニ御取斗可被下候」とある。大坂三井組では元文金文政金二〇〇〇兩が溜り迷惑としており、これを二度へ分けて江戸へ差し下したいが引き替えの世話を依頼している。尚、代り金の送金は早便で大坂へ上せるよう希望している。為替打が高いのならば八日限で大坂へ代り金を正上せで送るよう希望している。九月一八日書状・二二日書状によればこの元文金文政金は一八日・二二日に江戸へ差し下され、一〇月二〇日書状では代り金六九三七両は一二日までに三度に分け為替が大坂へ送られた。そして一〇月二五日書状にも元文金・安政金一〇六七両を二五日に江戸へ差し下した。尚、九月二二日書状には「真草文字金之儀無拠先柄ニ而断茂難申入、先々ニ而當夏已來より手金を以引替申候得共、尔今引替御元御登セ無御座」とあり、引替依頼され断れず今夏以降に手金で引き替えていたものを、引替元金が大坂へ来ないため差し下す方針に変えたと述べる。

三井組大坂支配人から江戸支配人への九月二三日書状には、大坂の

銅座役所でも天保金が長崎表から到着した。これは大坂三井組が預かり、江戸の金座に問い合わせた上で取り扱いを決めることになった。そして、三井組大坂支配人から江戸支配人への一一月五日書状には、銅座より預かりの天保小判五四〇〇兩余は江戸より代り金「新小判」の万延小判が大坂着になるまで預かることが記されているが、その後の事情は記されていない。他に、大坂三井組の杉本・吹田から江戸支配人への文久元年(一八六二)五月二五日書状に「阿州表々登り込申候間、追々差下可申積りニ御座候」とあり、前稿も問題になつた阿波藩からの天保金が到来したため、江戸へ差し下すと述べている。

他方、万延元年九月一六日書状には江戸から大坂での天保金取入を依頼しており、大坂内の天保金を引き出す試みをしている。これも長文にわたる書状だが主要部分を取り上げる。

当地保金相庭打銀壹枚ニ付九匁已上之取引之由承り、依之右保金千両分於彼表買付相成間哉可相成者世話いたし、尤時々少々宛之高下可有之間、保判百両ニ付三百弐拾七両弐分位ニ者、手ニ入申間敷哉之旨被及頼談候間

大坂で天保小判一枚の打銀が九匁以上での取引であることを江戸では承つた。そのため天保金一〇〇〇両分の買い付けを世話してほしい。若干の打銀変動はあるが、天保小判一〇〇両につき三三一七両二分位で買い付けできいかという頼談である。

これを受けて大坂では次に示す史料のように、A江戸からの頼談を実行した場合、B公定の増歩を踏襲しながら大坂から自ら差し下した

場合、で分析している。

A 一保小判(二十七)イ仙(直)両 舟両(直)二付マ舟セシ工両(三百二十七)七分替

但右ニ而買付相成候ハ、代り金參着限ニ而為替取組代り金引取可申、尤為替打過分ニ相掛り候而者先方都合も有之儀ニ付、在合舟両(直)ニ付サシ(五十匁)、迄之出合有之候ハ、御取付可申候、自然サシ(五十匁)、已上ニ候ハ、弥買付可相成趣ニ得御意候ハ、其元今日目今廿日限り位迄之所ニ而為御登為替取組、代り金為御差

登可被成候

B 一保小判(二十七)イ仙(直)両 舟両(直)ニ付マ舟マシカ両(三百三十六)七分替

但御定今イ両相減し候得ども、是者打銀相掛り候ニ付如此、尤廉者代り金為替打・正下し入用とも爰元受持之積り

A 公定の増歩より一〇両マイナス(三三一七両二分)。この場合、江戸から大坂への代り金は、相手指定なしの參着限りで為替取組をする。為替打がかりすぎては先方の都合もあるため、在合金一〇〇両につき為替打五〇匁までで相手の出合があれば取り付ける。五〇匁以上ならば為替の買い付けはなるべく行う趣のため、江戸より一〇日目から二〇日限で為替取組し、代り金を大坂へ上せる。

B 公定の増歩より一両マイナス(三三六両二分)。これは天保小判の打銀がかかるためである。この場合、江戸からの代り金の為替打、大坂からの天保小判の正下し飛脚貨は、大坂が負担である。しかし、大坂の立場を次のように述べている。

兼而保字金引替之儀御頼得御意候得ども兎角六ヶ敷御様子被仰

聞、追々金操世話敷時節ニ相成候ニ付、保字金之分者最早壹枚

八・九匁之打ニ而損毛相立候へ共、於当地売払切申候故當時爰元店ニ持合無御座候、何分引替御元金無之故、古金類無拠先々少々宛被相頼、右代り金相嵩迷惑いたし申候、金操甚六ヶ敷御座候間、代り新金為替ニ而御仕向ケ歟、正登セ被下候ハ、保小判時相庭を以即日買入、正下シ御世話いたし申候

つまり、江戸での天保金引き替えを頼んではいるが受入困難な様子を言われた。大坂では金繰りがせわしい時節でもあるため、天保小判を得る際につき八・九匁の打銀負担がある。市中では天保小判が売払い切った様子で、三井組でも持ち合せはない。三井組では引替元金がないものの、古金類の引き替えを少々頼まれることがあり、これらの代り金の立替高が嵩み迷惑している。金繰りは難しいが、天保金の代り金を新金為替で送つてくれるか、大坂へ正登せしてくれれば、大坂では天保小判を時相場で即日買入江戸への正下しを世話すると述べている。

その後、三井組大坂支配人から江戸支配人への一〇月二十五日書状には、江戸での引替高が減少して、大坂分の受入が可能になつたことが確認されている。

古金類并保字金共此節市中引替人無数相成、座方ニ而も金高多少無差支引替相成候間、此書状着前差立之向も有之候ハ、古金類最早聊諸雜費も相掛り不申、保字金之義者半減之打舟両(直)二付金七分宛御申請、尚此状着後差出候ハ、保字金打銀一切不申請無之、御

## 三井組の天保金差し下し(二)

定通御増歩御勘定被成、且代り金御増歩共此節より以後到着之廉者着次第、直様為替并正登セ等ニ御取斗被成候条、当節ニ到り候而者引替金高御差出候かた御奉公筋ニ茂相当り候間、状日毎ニ古金類保字ニ不抱曾<sup>(モ)</sup>仙兩ツ、も正下し取斗可致様、代り金差急ニ候ハ、參着為替取付ニ而も宜敷、尤為登・下し為替打并飛脚賃等者爰元引請ニ相心得可申旨

一当地引替御元手金之義も時々御伺候得共、未為御差登之場合ニ至り不申由、中々當分者行届兼候趣御座候旨御紙面之趣夫々致承知候、右ニ付今夕溜り合之分古金類・保字金千六拾七兩差下申候間、其着早々代り金御増歩共御差登セ可被下候

江戸市中では古金類・天保金の引替人が減り、金座でも金高の多少に寄らず引き替えができる。この書状が大坂着になる前に大坂から差し下しても、古金類は雜費もかからなくなり、天保金の雜費も半減して二分になつた。この書状到着後は天保金の打銀もかからなくなり、規定通りの増歩で勘定もできるだろうと見通しを述べている。

江戸から大坂への代り金は、これ以降、古金類・天保金が江戸着になり次第すぐ、為替でも正上せでも送金可能である。この時点で引替高を増やした方が御奉公筋にも良く、そのため書状日の度毎に古金類・天保金を一〇〇〇両ずつでも大坂から江戸へ差し下して貰いたい。代り金が急ぎならば參着為替で大坂へ送金しても良いが、大坂・江戸間の為替打や飛脚賃は大坂の負担としている。

大坂への引替元金についても時々尋ねてはいるが、当分の間は江戸からそれが差し立てられる状況ではないことを大坂でも承知している。大坂で溜つた一〇六七両を今夕に江戸へ差し下すため、代り金を送つてもらいたい。

つまり、一〇月末に至り江戸での引き替えが一段落し、大坂の差し下す分が受入可能になつたが、金座では大坂へ引替元金を差し立てられる余裕には至っていない。しかし他方で、大坂からの受入可能が二章で述べる江戸での天保二朱金の引替阻害を引き起こすことにもなつた。他にも、三井組大坂支配人から江戸支配人への一月二日書状には、大坂から古金類・天保金を差し下しても、江戸から代り金を上げることが順調に機能していないことが述べられている。

代り金高相嵩申候故致迷惑申候、既ニ先便古金類并ニ保字金取交マ仙カシ工兩差下申候、右代り金ニ而茂曾<sup>(モ)</sup>万兩余ニ相成時分柄、<sup>(モ)</sup><sub>三子六十</sub>金操世話敷折柄ニ付、状出日毎ニ曾<sup>(モ)</sup>千兩宛差下申候儀者、逆茂金操六ヶ敷時節ニ御座候間、其御地より代り新金為替并飛脚積りより正金正登セ等ニテ御仕向被下候ハ、古金類・保字金共手早ニ取入出来早々差下可申候

大坂では差し下した分の代り金が嵩み迷惑している。先にも古金類・天保金三〇六七両を江戸へ差し下した。しかし、文政草文二分判に賡金二分があり正確には合計三〇六六両二分になつた(表2参照)。そして、大坂への代り金は一万二〇〇両に及んでいる。金繰りが忙しい折柄のため、書状差出日毎に大坂より一〇〇〇両ずつ差し下すことは、とても金繰りの上でも難しい。江戸より代り金については

表1 三井組（大坂）の旧金貨差し下しと代り金

	万延元年～文久元年		
	古金類計	代り金	端銀
慶長金	両.分.朱 18	両.分.朱 98.2.2	匁. 0.90
元禄金	17.3.2	67.2.1	0.30
宝永金	15	52	3.00
正徳金（武藏判）			
享保金	31.1	176.2.1	
元文小判	532	4,092.1.2	2.10
元文一分判	598.2		
文政真文二分判	116.2		
文政小判	877	4,349.1.2	0.60
文政一分判	278.1		
文政草文二分判	307.2	962.1.3	2.25
天保小判	21,300	71,934.1.2	
天保一分判	1,853.1	6,041.3.1	
天保金（内訳不明）	2,000	6,765	
安政小判	30	80.2.2	
安政一分判	20	55	
天保五両判	40	109.0.3	0.75
文政一朱金			
天保二朱金	3,000	3,000	
全古金合計	31,035.0.2	—	—
(代り金)	—	97,784.3.3	9.90

新金為替、さらに飛脚積よりは正金を正上せで送つてくれれば、大坂で古金類・天保金を手早く取り入れ早々に江戸へ差し下しができると述べている。

### 3 大坂三井組の差し下し金高と代り金高

三井組について大坂から江戸へ古金類・天保金・天保二朱金の差し下しを示したもののが表1・2である。大坂から差し下された分の集計

対象は、先の万延元年九月一六日書状にある「此度江戸表々古金引替」<sup>⑨</sup>である。大坂から江戸への差し下しは史料的制約で三井組分しか判明しないが、十人組江戸への差し下しも、今後の史料調査で新たな部分の判明も起こりうる点を指摘しておきたい。

表1は大坂から江戸へ差し下した金高で以て集計した。集計した「古金類計」に基づき増歩したものが「代り金」及び「端銀」にな

## 三井組の天保金差し下し(一)

表2 大坂三井組の天保金差し下し (1860~1861)

年	差下日	古金内訳	古金高 画分.朱	大坂へ為替での代り金(判明分)	書状日付
万延元年	5月12日	天保二朱金	1,000	?	5月12日
	5月15日	天保二朱金	1,000	?	5月15日
	5月18日	天保二朱金	1,000	?	5月15日
	9月18日	元文金、文政金	1,000	11月11日限(米屋千助手形、米屋伊太郎出分) 6,700両。 同上。	9月18日
	9月22日	元文金、文政金、天保一分判	1,000	11月23日限(米屋千助手形、米屋伊太郎出分) 3,500両。	9月22日
	10月25日	元文金、文政金、天保小判・一分判、安政小判・一分判、天保五両判	1,066.2	10月25日	
	11月2日	天保小判(別廉)	1,000	12月4日限(米千為替手形) 12月15日(竹川為替手形) 12月12日(米千為替手形) で合計10,124両1分3朱。 同上。	11月2日
	11月8日	天保小判(別廉初建)	2,000	11月8日	
	11月12日	天保小判(別廉二建)	1,000	11月11日	
	11月18日	天保小判(別廉三建)	1,500	12月16日限(米屋千助手形、米屋伊太郎出分) 22,050両、12月12日限(米屋千助手形、米屋伊太郎出分) 3,000両。 11月26日限(米屋千助手形、米屋伊太郎出分) で3,365両。	11月18日
文久元年	11月27日	天保金	1,000	11月28日	
	12月2日	天保小判	1,000	12月2日	
	3月5日	天保小判	300	3月5日	
	3月8日	天保小判	700	3月8日	
	3月11日	天保小判・一分判	1,000	3月12日	
	3月14日	天保小判	1,000	3月15日	
	4月12日	天保小判	1,000	4月15日「覚」	
	4月22日	天保小判	2,000	4月23日	
	5月8日	天保小判	1,000	5月15日「覚」	
	5月15日	天保小判	1,000	5月22日	
文久元年	5月24日	天保金	1,000	5月25日	
	6月1日	天保小判	1,000	6月1日	
	7月5日	元文金、文政金、天保小判・一分判	1,000	7月5日	
	8月15日	古金類、元文金、文政金、天保小判	966.2.2	8月15日	
	8月18日	天保小判	2,000	8月18日	
	9月8日	天保小判	2,500	11月11日	
	9月12日	天保一分判	1,000	11月11日	
		合計	31,035.0.2		

注：端数の大坂への送金については省略した。

る。判明する金高は、古金類計三万一〇三五両二朱、代り金九万七七八四両三分三朱と端銀九・九匁である。最も多いのは天保小判だが、天保一分金と「天保金（内訳不明）」も含めた天保金合計は二万五一五三両一分、代り金八万四七四一両三朱になる。しかし実際には、江戸金座で悪金など贋金と判別されることで、大坂の差し下し金高と江戸の金座での改め後の金高が若干異なること也有った。この場合、当然増歩高へ影響するため、最終的に江戸と大坂の三井組の間で「増歩違」の差引が行われた。

表2については、江戸から大坂へ向けられた代り金の送金状況について、全体の実態把握は困難だが、判明分について反映させた。尚、①江戸へ差し下された文久元年九月八日の天保小判二五〇〇両、九月一二日の天保一分判一〇〇〇両は、公定の増歩より高く出されたものである。<sup>10)</sup>

②為替で以て古金類・天保金の代り金を江戸から大坂へ送ったが欠点もあり、為替の送金高によっては過不足が出易い。大坂三井組の杉本・吹田から江戸支配人への文久元年五月一五日書状には、江戸へ差し下された天保金について代り金を大坂へ上せる為替の「覚」がある（表2参照）。

（表2参考）

覚

一保字小判三百両 三月五日夕下ス

此代り千拾弐両弐分

一同 小判七百両 同 八日夕下ス

此代り貳千三百六拾貳両弐分

一同 小判六百両 同 十一日夕下ス

同 壱分判四百両 同 十四日夕下ス

此代り三千三百貳拾五両

一同 小判千両 同 十四日夕下ス

此代り三千三百七十五両

一同 小判千両 四月十二日夕下ス

此代り三千三百七十五両

一同 小判弐千両 同 廿二日夕下ス

此代り六千七百五拾両

一同 小判千両 五月八日夕下ス

此代り三千三百七十五両

メ保字金工仙両

此代り金セ<sup>(二万三千五百七十五)</sup>マ仙サ舟工シサ両

此處ニ而

三月十四日限 炭安下シ

イ仙両

同 十七日限 中新渡シ

セ仙<sup>(二千三百七十五)</sup>マ舟工シサ両

同 廿日限 炭安下

マ仙<sup>(三千三百二十九)</sup>マ舟セシサ両

五月二日限 右同人差図方渡シ  
炭安下

## 三井組の天保金差し下し(二)

イ仙サ舟両	(二千五百百)	竹文渡シ
同 日 限	炭安下	
マ仙サ舟両	(三千五百百)	中新渡シ
イ仙チ舟両	(二千八百)	竹川下シ
五月十五日限	右同人店渡シ	
但是々以上七点者大坂々為替取組引取申候分		
四月十一日限	米千手形	
マ仙ツ舟両	(三千四百)	五月五日限
同 十五日限	右同人手形	
マ仙	(三千)	右同人出分
ツ仙両	(四千)	
同 十五日限	炭安手形	
マ仙	(三千)	竹文出分
ツ仙両	(四千)	
但是々以上三点者江戸々為替御取組手形登ル		
差引 金マ舟セシサ両	(三百二十五)	遇上かり
六〇〇両、天保一分判四〇〇両を江戸に差し下したため、代り金は二万三五七五両となつた。		

大坂では、文久元年三月五日～五月八日に七度にわたり天保小判六

差引 金マ舟セシサ両 遇上かり

メセ万マ仙ツ舟両

メセ万マ仙ツ舟両

マ仙

マ仙

イ仙チ舟両

五月十五日限

イ仙チ舟両

五月十五日限

マ仙サ舟両

五月十五日限

イ仙サ舟両

竹文渡シ

炭安下

中新渡シ

竹川下シ

右同人店渡シ

米千手形

米伊出分

右同人手形

右同人出分

右同人手形

金が三二五両多い。また、「覚」の中で、炭安は炭屋安兵衛、竹川は竹川彦太郎、米伊は米屋伊太郎、竹文は竹原屋文右衛門、江戸のみの両替商に中新は中井新右衛門、米千は米屋千助を指している。

③三井組の大坂支配人から江戸支配人への文久元年九月二一日書状には、八月一五日に大坂から差し下した古金類・元文金・文政金・天保小判の合計九六八両二分二朱が九月一一日に江戸着になり、金座で改められた結果が確認されている。そこでは、享保金小判一七両だったが正徳金（武藏判）三両が混じり、享保一分判一四両一分だつたが慶長一分判二分が混じっていた。元禄二朱金に賄金一分、文政一分判や文政草文二分判にも各一枚「不宜様御見定候分」があつた。そのため、賄金代りや御手当違ひ分が当然のように発生し、増歩高の計算を複雑にさせていた。

## 二 天保二朱金の打銀変動と増歩

### 1 天保金増歩後の天保二朱金打銀変動

安政七年（一八六〇、万延元年）正月一九日に天保金・安政金の直増割合が決まり、大坂へも同二五日書状で天保金・安政金への増歩が知らされた。しかし、天保二朱金については何も出されず一月までは原則等価での引き替えになつたが、市中では増歩以前に私的な増金

四五〇両、合計二万三九〇〇両になる。つまり、代り金の大坂への送

での取引は当然発生した。

二月二日書状には、増歩後の天保金への対処の確認、そして天保二朱金の価格動向について述べられている。

保字金・正字金共案外之御触出候得共、（中略）右者当地近も同

様、式朱金行々者乍内々舟両二付御増歩サシ兩位ニも相成候趣噂  
有之候処、其御地御同様保字金・正字金御増歩御触出候ニ付、式

朱金も不遠内専らニ御増歩有之候杯与見込、一頻者舟両二付打銀  
イヌセマ舟<sup>(一貫二三百匁)</sup>、位も差出候而も手廻兼、京都も同様ニ而益高直ニ相  
成イヌマ舟<sup>(一貫三百匁)</sup>、余位も差出候得共手取六ヶ敷趣、又々只今到り候而

者少々氣配相弛、当地ニ而先四・五百目位、京都ニ而者式・三百  
目余候得共、何分當節柄ニ而於当地も一夜之間変化不成大方儀御

座候、近も舟<sup>(百匁)</sup>、舟サシ<sup>(百五十匁)</sup>、迄位ニ而者取入難出来、其内御差直段

位ニ下落相成候ハ、心掛ケ可取入候得共、何れとも六ヶ敷奉存候

正月の天保金・安政金への増歩の触書が出された後、状況は次の三  
点になった。①天保二朱金の増歩が一〇〇両につき五〇両位になる噂  
がある。江戸同様に大坂でも天保金・安政金への増歩が触れ出された  
ため、天保二朱金へも近い将来増歩があるものと見込んで、一時は一  
〇〇両につき打銀一貫二〇〇～三〇〇匁を出して入手できなかつ  
た。京都でも天保二朱金の打銀が高騰して一貫三〇〇匁余位を出して  
も入手困難だった。②二月になり気配は緩んで打銀高騰は收まり、天  
保二朱金一〇〇両につき大坂では四〇〇～五〇〇匁位、京都では二〇  
〇～三〇〇匁余であるが、現段階では一夜で状況が一変するとは考え  
ていない。③そのため、天保二朱金は打銀一〇〇～一五〇匁位での取

り入れはできないが、打銀高は不明だが江戸が言つた「差直段」まで  
下落したら取り入れを考えることにする。何れにしても難しいと述べ  
ている。

大坂・京都でも天保金・安政金への増歩が正式に出たことで、次に  
天保二朱金が市中で増歩思惑の標的になつた。そのため、増歩の噂や  
打銀の高騰という現象が生じた。これまで、天保金の代り金・増歩は  
有合金が渡されていたが、このような動向により有合金に天保二朱金  
が含まれなくなつたと見るのが当然だろう。その後、三井組の大坂支  
配人から東支配人への五月一二日書状には次のようにある。

是迄之通用式朱金其御地ニ而者、表向之取遣り無御座、内取引而  
已ニ而、打銀此節追々高直ニ相成当地江も連々相響キ可申儀与思  
召候へ共、自然舟両二付セ舟<sup>(百匁)</sup>、舟サシ<sup>(百五十匁)</sup>、位ニ而手ニ入候ハ、  
セ仙両ニ而も曾仙両ニ而も正下し執斗、代り金參着為替ニ而引取  
申間敷哉、（中略）尤先達而より右等御増歩可被仰出哉之風説有  
之候得共、何分座方大混雜、古金類逐一引替不行届庭合、いつれ  
ニも少々御歩増可被仰出哉ニて候得共、此節之順ニ而者先益前後  
ならてハ御模様替り有之間敷存被共思召

通用停止になつた天保二朱金は、江戸では表向きの取引では使われ  
ることは無く、内々の取引だけになつた。江戸での打銀は次第に高く  
なり大坂へもそれが影響していると分析しているが、大坂で天保二朱  
金一〇〇両につき打銀二〇〇～二五〇匁で買い入れができる二〇〇  
両でも一〇〇両でも江戸へ差し下し、代り金は大坂への參着為替

## 三井組の天保金差し下し(二)

で送つて貰うことはできないかと尋ねている。更に、先頃より古金類へ増歩の風説があるが、金座が混雜して古金類の引き替えまで行き届かない場合、少しでも増歩をするべきだと私見を述べている。この頃の順では、益前後にならないと模様は変わらないものと考えると分析している。

五月一二日書状の大坂から江戸への報告部分には、大坂での天保二朱金について「式朱金之儀其御地与同様三而取遣り無御座、内取引打銀七舟マツシ(二百三四十匁)、ニ而者容易ニ手ニ入不申候へ共、漸々曾仙(二十七)両丈ケセ舟マシサ(二百三十五匁)、替ニ而取入申候間、今夕十日限便乞差下申候」とある。

つまり、大坂でも天保二朱金は江戸同様に表立った通用はない。内取

引で百両につき打銀二三三(一四〇)匁では買ひ入れは容易ではないが、ようやく一〇〇〇両を打銀二三五匁で買ひ入れたため五月一二日夜に江戸へ差し下した(表2参照)。

三井組の大坂支配人から江戸支配人への五月一五日書状には「是迄通用之式朱金取入今日迄七仙(二千)両、七舟ツシ(二百四十匁)、替ニ而取入申候ニ付、今夕曾仙兩差下申候、跡曾仙兩者來ル十八日夕差下申候」とあり、今日までに天保二朱金二〇〇〇両を打銀二四〇匁で取り入れ、一〇〇〇両ずつを同一五日夕と同一八日夕に江戸へ差し下すと述べている。続いて、これまで大坂で天保二朱金三〇〇〇両取り入れの際の打銀、江戸へ差し下すための飛脚賃と大坂へ代り金を上す際の登為替の打銀が計算されており、合計で銀一三貫五四六匁になる。

一六貫目 登為替マ仙両打、舟両二付七舟(二百匁)、打

一七貫百五十匁 武朱金マ仙両取入打、但セ仙両者舟両ニ付  
セ舟ツシ(二百四十匁)、替、曾仙両者舟両ニ付七舟マシサ(二百三十五匁)、替  
一三百九十六匁 武朱金マ仙両飛脚賃、舟両ニ付シマ、七入替  
メ拾三貫五百四拾六匁

史料では、特に大坂で天保二朱金三〇〇〇両を取り入れる際の打銀は、一〇〇両につき銀二三五匁(一〇〇〇両分)と銀二四〇匁(二〇〇〇両分)で、合計で銀七貫一五〇匁だった。しかし表2でも明らかのように、この後、大坂から江戸への差し下しは天保二朱金より天保二朱金の増歩実施後、その引き小判が優先された。

## 2 増歩実施後の江戸と大坂の天保二朱金

幕府は万延元年(一八六〇)一一月より天保二朱金一〇〇両につき七両二分の増歩を行う。江戸では天保二朱金の増歩実施後、その引き替えを次のように述べている。

初め者、隔日千両位御引替之所追々素人預込之口等有之、且御改モ保字ト違ひ御手間取、金高差出書持參致候而もいつれ納日限追而ト申事ニ而、急速御引替ニ不相成、又者書付御戻しに相成、折柄上方正字金下シの時分ニ至、京坂モ同様五・六両位之氣配ニ付専古赤相下り弥御引替差支、且時分柄ト云追々下落、十二月中旬者五両式分位ニ而壳人多ク、廿日後より立戻り、廿九日・晦日頃ニ者六両三分、七両位ニ相成申候<sup>12)</sup>

天保二朱金は隔日一〇〇〇両ずつの引き替えだったが、やがて素人打

口の預り分が引き替えられるようになつた。加えて、金座で天保二朱金の改めは天保金とは違つて手間取り、金高の差出書を持参しても引替完了日も不明確なため急激に引替高を減らし、金高の差出書を撤回する者も出た。折しも大坂から天保金・安政金が主に差し下されていた時期もある。大坂・京都でも江戸と状況が似て、天保二朱金一〇〇両につき五・六両位と低落しているため、江戸での引き替えも差し支えるようになった。一二月中旬は五両二分位での売人が多く、年末に六両三分～七両へと上昇し、公定の増歩に次第に近くなりつつあった。

三井組の大坂支配人から江戸支配人への一二月一五日書状には「古式朱金セ<sup>(一・三)</sup>・マ仙両程持合之分御座候間御引替被下間敷哉、右御取扱被下候ハ、如何之振合ニ相成哉否早々可被仰聞候」とあり、大坂で天保二朱金の持ち合わせが二、三〇〇〇両程あり引き替えを江戸へ依頼したいが、どのような振合いになるか教えてほしいと尋ねている。その後、三井組の大坂支配人から江戸支配人への万延二年正月一八日書状で次の二つが問題になつた。

①江戸から大坂へ伝達内容に「座方々内沙汰有之来ル十二日より御用始ニ相成候ハ、古式朱金精々金高差出候様被申聞候ニ付、打銀工<sup>(七)</sup>両替ニ而引合ニ相成候ハ、高曾<sup>(二)</sup>万両程買入正下し取斗可致様、尤代り金之儀者五日限ニ而も正六ニ而も宜敷為替取組可申、就而者正下し質・為替打サシ<sup>(五十)</sup>、爰元受持之積り相心得」とある。金座より内沙汰があり正月一二日に金座で御用始めになつたならば、大坂で天保二朱金一万両

程を一〇〇両につき打銀七両替で買い入れて江戸へ差し下すよう取り計らつて貰いたいとあり、代り金は為替取組で大坂へ送金し、正下し賃と為替打五〇匁も受け持つと述べている。②「旧蟻御尋得御意候所持之分丈ケニ而も差下可申旨被仰聞」とあり、昨年一二月一五日書状で尋ねた天保二朱金は江戸へ差し下すことになった。但し差下日の記述が無いため表1・2には反映させていない。

大坂で「御紙面之趣夫々承知いたし候」と①②を承知したが、「当地古式朱金打追々高直ニ相成シサ両程ニ茂相成、其御地而半金茂打銀違ひ申候故取入出来不申候間宜敷御断」とあり、大坂での増金は一五両程で江戸の約二倍のため取入不可で、①を断つてはいる。

大坂で公式の増歩を大幅に上回る増金に幕府勘定方が不審に思つたのか、三井組の大坂支配人から江戸支配人への二月一五日書状には、次の内容が大坂で確認されている。

去ル八日後藤役所より呼出ニ付御出候處引替掛り伊佐敬助面会之上被談候者、去ル九日御勘定方より御沙汰ニ而、引替所之内古式朱金多分買貯候者有之由承り込候間、右之者早々取調候様被仰渡候ニ者、於引替所者右様之儀決而有之間敷被存候ニ付、其段程能御断御申上置候間、引替所一同江早々御申継被成度、且又古式朱金多分之御歩増被仰出も有之趣ニ而、市中人々格別之切賃差出し売買いたし由ニ候へ共、一向不思寄儀、依之近日之内御歩増等之被仰出者決而無之趣御触出有之候様致承知候

江戸で金座より三井組が呼び出され二月八日に面会したが、勘定方

よりの沙汰で引替所の中に天保二朱金を買い貯えている者がいるとの指摘があり取り調べを命じられたが、三井組ではその指摘を即座に否定し、断っている。江戸市中でも天保二朱金の更なる増歩を見込み、格別の切賃を出して取引しており、これ以上の増歩はない旨の触書が出されたと大坂へ知らされている。

天保二朱金一〇〇両の打銀・増金は次の傾向が窺われる。大坂・京都の打銀は、安政七年（万延元年）に正月は一貫二〇〇～三〇〇匁以上でも取入不可、二月は二〇〇～五〇〇匁程、五月は二三五～二四〇匁だった。一一月に七両二分へ増歩されたが、万延二年（文久元年）

正月に一五両程に上昇した。他方、江戸での万延元年の増金は「古式朱金之義、九月下旬又々人氣立、尤当春御察當モ有之故、何れも内々取引ニ而、（中略）春程の高直ニ者不相成候得共、十月中頃ニ者百両ニ金十両程ニ相成、跡又下落、六七両より十月末に者五六両之内取引ニ候よし」と報告されており、春に高い増金になり、一旦は下落したもののが九月下旬より再び上昇し、一〇月に入ると一〇〇両につき中旬に一〇両程、下旬にはその五、六両程へと下落している。

### 三 安政七年の御用金・献金と天保金・天保二朱金

#### 1 御用金・献金と旧金貨

大坂では安政七年（万延元年、一八六〇）の御用金・献金により集められた金銀貨があり、そこにも天保金・天保二朱金・安政二分判が含まれていた。つまり、大坂・兵庫・西宮等の町人へ仰せ付けられた「御用金并右江御差加相願候分又者上金願之分」からのものである。これら金銀貨は、両組により大坂から江戸へ差し立てられており、それを示すと表3になる。

月	御用金	献金	天保金	天保二朱金
正月	一貫二〇〇～三〇〇匁	一貫二〇〇～三〇〇匁	一貫二〇〇～三〇〇匁	一貫二〇〇～三〇〇匁
二月	二〇〇～五〇〇匁	二〇〇～五〇〇匁	二〇〇～五〇〇匁	二〇〇～五〇〇匁
五月	二三五～二四〇匁	二三五～二四〇匁	二三五～二四〇匁	二三五～二四〇匁
一一月	七両二分	七両二分	七両二分	七両二分
一二月	一五両程	一五両程	一五両程	一五両程
二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
三月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
四月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
五月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
六月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
七月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
八月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
九月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
十月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
十一月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
一二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
三月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
四月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
五月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
六月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
七月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
八月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
九月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
十月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
十一月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
一二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
三月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
四月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
五月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
六月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
七月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
八月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
九月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
十月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
十一月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
一二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
三月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
四月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
五月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
六月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
七月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
八月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
九月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
十月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
十一月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
一二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
三月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
四月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
五月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
六月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
七月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
八月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
九月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
十月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
十一月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
一二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
三月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
四月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
五月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
六月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
七月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
八月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
九月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
十月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
十一月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
一二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
三月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
四月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
五月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
六月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
七月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
八月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
九月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
十月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
十一月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
一二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
三月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
四月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
五月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
六月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
七月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
八月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
九月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
十月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
十一月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
一二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
三月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
四月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
五月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
六月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
七月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
八月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
九月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
十月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
十一月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
一二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
三月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
四月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
五月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
六月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
七月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
八月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
九月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
十月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
十一月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
一二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
三月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
四月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
五月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
六月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
七月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
八月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
九月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
十月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
十一月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
一二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
三月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
四月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
五月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
六月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
七月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
八月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
九月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
十月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
十一月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
一二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
三月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
四月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
五月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
六月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
七月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
八月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
九月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
十月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
十一月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
一二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
三月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
四月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
五月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
六月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
七月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
八月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
九月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
十月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
十一月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
一二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
三月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
四月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
五月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
六月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
七月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
八月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
九月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
十月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
十一月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
一二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
二月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両
三月	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両	一〇〇両

表3 両組による御用金・献金の江戸差し立て

大坂発	担当	金高	端銀高	記事	書状日付
		両 分 朱	匁		
万延元年 12月18日	三井組	17,753		天保小判998両(近猶)。	12月18日
12月22日	十人組	17,479.2.3	2.683		12月22日
万延2 (文久元)年 2月5日	十人組	27,019.1.3	0.448	天保小判600両(近猶)。	2月5日
12月15日	三井組	1,912.3.1	2.640	ここまで万延元年納分。	12月15日
		39,865		ここより文久元年納分。	
12月24日	十人組	15,727.3.2	2.310		12月25日
文久2年 2月2日	三井組	37,695.0.2	0.360		2月2日

出典：「江戸書状控」(万延元年～文久二年〔三井文庫所蔵 別351・別354〕)より作成。

文久元年(万延二年、一八六二)一二月一五日書状(江状)には、  
三井組へ金四万一七七七両三分一朱、端銀二・六四匁が納められ一二  
月一五日に江戸へ差し立てられた。この内訳は、万延元年納の残分  
し立てられた。<sup>15</sup>

が、御用金方御掛屋月番米屋長兵衛の封で以て金一九一二両三分一  
朱、銀二・六四匁である。文久元年納分は、御用金方御掛屋二拾軒封  
で以て三万九八六五両である。一二月二五日書状(江状)には、十人  
組へ文久元年納分の金一万五七二七両三分二朱、銀二・三二匁が納め  
られ一二月二十四日に江戸へ差し立てられた。そして、文久二年一二月二  
日書状(江状)にも、三井組へ金三万七六九五両二朱、銀〇・三六匁  
が納められ一二月二日に江戸へ差し立てられた。<sup>16</sup>この時、後述のように  
近猶は天保小判六〇〇両を納めたと見られる。

そして、両組により差し立てられた金銀貨を年次分で集計したもの  
が表4である。注意点は、年が明けた二月でも前年次分を差し立てて  
いる。計数銀貨では、一分銀に関して概ねが安政一分銀、一朱銀に関  
しては「新一朱銀」とも記されていることも含め嘉永一朱銀と考えら  
れる。万延元年分は天保小判が最も多く、文久元年分は天保二朱金が  
最も多くなるが万延二分判もそれに次いでいる。

特に、万延元～二年の三度の差し立てに関しては、史料には天保小  
判・天保一分判があり、それらの増歩額も同時に記されている。表4  
の「万延元年分」の「金銀貨計」には、江戸へ実際に差し立てられた  
銀高及び合計金高を示し、「代り金」に天保小判・天保一分判の増歩  
額を示した。万延元年納分のみに「代り金」が存在する意味は、次節  
の森本家近猶①②に当たる事例からも、大坂で引き替えが開始前であ  
るため、市中から集められた銀で金へ両替させ、その調達された金で  
天保小判を集めたことによる。

表4 御用金・献金による新旧金銀貨

	万延元年分		文久元年分
	金銀貨計	代り金	金銀貨計
	両 分 朱	両 分	両
天保小判	22,746	76,767.3	5,300
天保一分判	2,510	8,157.2	500
天保二朱金	1,900	—	49,750
安政二分判	1,300	—	
旧金貨計	28,456	84,925.1	55,500
万延二分判	11,378	—	32,045
万延二朱金	1,200	—	2,328
一分銀	7,309.1	—	3,365
一朱銀	0.1.3	—	
新金銀貨計	19,887.2.3		37,739
新旧金銀貨全合計	48,343.2.3	84,925.1	93,288

注：端銀が万延元年分は5.771匁、文久元年分は2.67匁ある。

出典：「江戸書状控」(万延元年～文久二年〔三井文庫所蔵 別351・別354〕)より作成。

分」、②「申年分献金市中並諸株年割上納」が記されている。続いて、「市中差加献金并一已分」については③「安政四已年分」、④「午(安政五)年分」、⑤「未(安政六)年分」があり、④⑤「午未二ヶ年分」でまとめられている。そして、集められた銀に別に付けられた入目銀は「此入目」として朱字で記されている。次に内容を順に検討することにする。

万延元年(一八六〇)分について、①は升屋伝兵衛や平野屋惣次郎ら三八軒から集めた銀五三貫目(入目銀一五九匁)、②「献金市中並諸株年割上納」が質屋の四組合と近江屋与七ら六七軒から集めた銀七五貫七一二・三匁と金二五六両一分である。①と②の合計額は銀一二八貫七一二・三匁と金二五六両一分である。

史料に基づいて銀一二八貫七一二・三匁を平均相場で割ると、原則一七八五・三二七五になる。しかし、文久元年正月二七～二九日の平均相場とあるが、その平均相場値は記されていない<sup>18</sup>。

一七八五・三二七五＝一七八四・六八七五(一七八四両二分三朱)

+〇・六四(端銀)

一七八四両二分三朱+二五六両一分=二〇〇四〇両三分三朱

二〇四〇両三分三朱+二〇二五両(天保小判六〇〇両増歩額)

＝一五両三分三朱(残金)

森本家近猶の史料から、大坂市中より集められた御用金・献金と天保小判の関係について、その一端を考察してみたい。その史料の表題には「万延元申年新規御用金并献金年割上納之内申年市中並諸株取集控并安政四已年分未年迄平均勘定」とある。<sup>17</sup>

史料の構造は前から順に、①「万延元申年新規御用金年割上納

番炭屋安兵衛へ納められ、天保小判六〇〇両は十人組に納められ二月五日に江戸へ差し立てられたと見て支障ないだろう。

「市中差加獻金并一已分」について。特に、④安政五年分の残銀九〇貫五〇〇目、⑤安政六未年（一八五九）分の残銀八五貫五〇〇目が、万延元年に対象になった。まず、④⑤の合計額は一七六貫目（市中分）である。史料通りの計算を示すと次のようになる。<sup>(19)</sup>

一七六貫目（市中分）+七〇貫目（万延元申年分の新規御用金上納分）=二四六貫目

二四六貫目=二四五貫九九七・八五六匁（三三六九両三朱）

+二・一四四匁（端銀）

特にこの三三六九両三朱については次のように扱われた。

三三六九両三朱=三三六八両一分（天保小判九九八両増歩高）

=三分三朱（端金）

まず、天保小判九九八両は三井組納となつた。次に、三三六八両一分と三分三朱は「有合金三而」、端銀二・一四四匁が辰巳屋久左衛門へ廻された。ここからも天保小判が有合金で引き替えられたことが窺われる。

特に、万延元年納分では大坂で集められた銀を金へ両替し、引替元

金にさせて、天保金のみ一部引き替えを実施している。文久元年納分では大坂から江戸へそのまま差し立ての形をとつたことが窺える。この相違の背景には、万延元年納分の当時は大坂では正銀払底であつたこともあげられる。

尚、十人両替から大坂町奉行所東御奉行所へ出された万延元年四月二六日付「乍恐口上」には、市中の正銀払底への対策が願い出されて

いる。そこでは、「去未五月十三日歎願申上候金壺万両分丈候ハ、連々御払銀被為成下候」とあり、安政六未年（一八五九）五月一三日にも代金一万両分の正銀払い下げを願い出ていた。しかも「代り金上納之義ハ保字小判金始メ其時々之金品を以上納仕度奉存候」とあり、正銀払い下げの代金は天保小判等の金貨で納めると述べている。<sup>(20)</sup>つまり十人両替は、幕府が万延の改鑄で望む天保小判などを差し出す代わりに、幕府より正銀払い下げの実施を導き出そうとした様子が窺われる。そのため、御用金で集めた銀については、有合金を代りに市中へ戻すという正銀払底対策の意味もあつたのだろう。且つこの時期、大坂での天保金は江戸へ差し下し、その代り金は江戸から大坂へ上せることが基本だった。そのため、大坂で金を調達させることで、大坂へ上せる代り金の節約をしたことにもなる。

### おわりに

本稿では、江戸のみ引替一極集中の下で、安政七（万延元）年に計三度に分けて出された増歩が、大坂より江戸への天保金差し下しに現れた影響を考察してきた。同時に、引替一極集中が限界になり大坂・京都でも引替開始に至る過渡期の様子も示しており、そこでの特徴は三点指摘することができる。

①安政七（万延元）年正月に天保金・安政金への増歩・四月に旧金

貨への増歩が実施された後、大坂より天保金を差し下し再開に当た  
り、大坂三井組と江戸金座との間では天保金高と飛脚の使用で認識の  
ずれが生じた。つまり大坂三井組は、少しずつでも引替元金を受け取  
り継続性のある引き替えを望んでいた故に、天保金を飛脚で差し下す  
ことには否定的で、金座の提案は現実を見ていないものと批判的であ  
る。そこには大坂三井組が、江戸とは異なる遠隔地故の遅延、天保金  
の代り金が為替での送金になるため順調に機能しないことや過不足の  
差引、賡金が見つかった際の代り金からの細かい差引計算という煩雜  
な業務が背景にある。他方、金座は飛脚を用いること肯定的で、大  
坂・江戸間の天保金差し下しと代り金上りは六〇日位と見積り、一回  
当り五〇〇〇両か一万両を差し下せば二、三〇万両程になると、江戸  
の引替殺到を見たためなのか天保金の集りを楽観的にも捉えられる。

(2) 万延元年一一月に天保二朱金も増歩されたが、一一一一二月は大

坂の天保金差し下しを考慮して江戸の天保二朱金引替高は制限され  
た。ここから江戸では天保二朱金の引き替えに時間・手間を要し、引  
き替えに対する期待が薄くなり、ついに増歩が守られず公式の増歩を  
下回る事態になることもあつた。万延二年(文久元年、一八六二)に  
なり、大坂で引替開始の期待が出ると、今度は更なる増歩を期待して  
大坂では天保二朱金が増歩以上に高騰し、江戸とは大きな乖離が生じ  
た。大坂では江戸への差し下しのみで天保小判が優先され、江戸では  
引替高が制限されたことで天保二朱金の扱いに不安定要素が投げかけ  
られた。尚、大坂・江戸共に天保二朱金の本来持つ金量に対し低い増

注

(1) 『大阪市史(第四卷下)』一九一一年、二三六二~二三六三頁。

(2) 須賀博樹「三井組の天保金差し下し—安政六年と安政七年の増歩の  
間で—」『大阪商業大学商業史博物館紀要』一九号、二〇一八年、九三  
~一一七頁。同「万延の改鑄と三井組・十人組・住友両替店・十五軒  
組合—京都・大坂での新旧金貨引き替え—」『同上』七号、二〇〇六年、一一九~一三八頁。

(3) 「京江戸別通控」(安政六年~文久元年)〔三井文庫所蔵 別三四八  
乙〕。「京江戸別通之控」(文久元年~文久三年)〔三井文庫所蔵 別三  
五三〕。この二つの境は、「別三四八乙」は文久元年四月二九日まで、  
〔別三五三〕は五月一五日からになる。

(4) 三井文庫編『三井事業史(資料篇二)』三井文庫、一九七三年、一八  
四頁。

歩水準に抑えられていたことへ打銀での相場の反発は共通と言えよ  
う。そして、大坂で公式の増歩が遵守されていくには、引替元金に基  
づく速やかな新旧金貨引き替えの開始しかなかつた。

(3) 引替元金が到来する以前の大坂は、御用金・献金の賦課に加え、  
天保金・安政金、天保二朱金・安政二分判が通用停止になり、万延金  
も供給不十分もあり、正金銀不足であるように、デフレ傾向だつたと  
考えられる。実現はしないが、十人両替は幕府が望む天保小判を出す  
条件で正金銀不足打開の正銀払い下げを引き出そうとした。安政七年  
の御用金・献金で集められた銀では、有合金を相場で調達することで  
引替元金の機能を果させ、天保小判へと引き替えていた。

- (5) ～(8) 「御為替方連状之控」(文化二年～慶応元年〔三井文庫所蔵別四三五〕)。
- (9) 「京江戸別通控」書状中に現れたもので確定できるもので集計した。そのため、大坂からの差し下しで事実が確定できないものは集計には入れていない。
- (10) 増歩は一〇〇両につき天保小判代り金三三七両二分・天保一分判代り金三二五両だが、ここでは天保小判代り金三三九両一分二朱・天保一分判代り金三三六両三分二朱。そのため、表1での天保金高とその増歩の金高との間の関係は、公式の増歩に基づく関係にはならない。
- (11) 指値。売買注文を出す際、客が売値又は買値を指定する希望の値段。また、一般に客の方で指定する値段(『日本国語大辞典(二版)』六卷、小学館、二〇〇一年)。
- (12) 三井高維『新稿兩替年代記関鍵(卷一 資料篇)』岩波書店、一九三三年、七〇六頁。
- (13) 同上、七〇五～七〇六頁。
- (14) ～(15) 「江戸書状控」(万延元年～文久元年〔三井文庫所蔵 別三五一〕)。
- (16) 「江戸書状控」(文久元年～二年〔三井文庫所蔵 別三四四〕)。
- (17) 「申年市中并諸株取集控并安政四已年々未年迄平均勘定」(万延元年～文久元年〔大阪商業大学商業史研究所所蔵 佐古慶三教授収集文書・近江屋F一一一五〕)。
- (18) 三井家編『大阪金銀錢并為替日々相場表(卷二)』三井家編纂室、一九一九年、を参考。金相場が一月二七日は七二・〇七匁、二八日は七二・一匁、二九日は七二・〇七匁のため、平均七二・〇八匁になる。一七八四・六八七五(一七八四兩一分三朱)に〇・六四(端銀分)を加えると、一七八五・三三七五である。他方、銀一二八貫七一二・三匁を七二・〇八匁で割ると、一七八五・六八六七三六になる。つまり〇・三五九二三六の差異がある。
- (19) 同上、を参考。ここでは七三・〇一四匁替とされている。金相場が

万延元年一二月七日は七三匁、八日は七三・一匁、九日は七三・〇八匁、一〇日は七二・九六匁、一日は七二・七三匁である。前三日の平均値と後二日の平均値を平均すると七三・〇一七匁になり差異がある。朱字で「口銭口金メテ三十」とあるため差の〇・〇〇三匁がこれに当たるのだろう。

- (20) 「留帳(森本)」(嘉永三年～文久三年〔大阪商業大学商業史研究所所蔵 佐古慶三教授収集文書・近江屋F一一一七〕)。